

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	私学・高等教育課	整理番号	4-1
許認可等の種類	学校の設置廃止、設置者変更等の認可			
根拠法令条例等・条項	学校教育法第4条第1項			
許認可等の概要	私立学校の設置廃止、設置者の変更及び収容定員の学則変更の認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	「私立学校等の設置等に関する審査基準」 別紙のとおり			
基準の制定根拠	・私立学校等の設置等に関する審査基準(平成5年4月1日制定)			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1 通常の私立学校等の設置認可の場合 … 16月 2 校舎の建築工事が不要な私立学校等の設置認可の場合 … 6月 3 上記以外の設置、廃止及び変更の認可の場合 … 4月			
期間の制定根拠	・私立学校等の設置等に関する審査基準(平成5年4月1日制定)			